

令和7年12月19日

各 位

いわき信用組合
理事長 金成 茂

元役員らに対する損害賠償請求訴訟の提起について（ご報告）

当組合は、第三者委員会及び特別調査委員会による調査等により判明した一連の不祥事件に
関し、当該事件に関与した元役員らに対する損害賠償請求訴訟を、本日、下記のとおり福島地
方裁判所いわき支部に提起いたしましたのでご報告申しあげます。

なお、一連の不祥事件に係る民事責任の追及につきましては、第三者委員会及び特別調査委
員会による調査結果等を踏まえ、関係者らに対する新たな訴訟を順次提起する準備を進めてお
ります。

当組合の元役員らが、多くの不祥事件を引き起こし、組合員並びにお客様、地域の皆様に多
大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。当組合は、
本日の民事訴訟提起を嚆矢として、今後も刑事・民事を問わず、専門家等との協議に基づき、
関係者らに対する責任追及を徹底して行う所存でございます。新たな訴訟提起等を行う場合に
つきましては、適時公表してまいりますので、当組合ホームページをご覧いただければ幸いで
ございます。

当組合におきましては、こうした不祥事件を二度と引き起こすことのないよう、ガバナンス
態勢、コンプライアンス態勢の再構築、反社会的勢力の遮断に役職員一丸となって取り組んで
まいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 損害賠償請求の対象者

第三者委員会及び特別調査委員会の調査等により、平成16年以降、一連の不祥事件等に
関与していたと認定された、江尻次郎 元会長ら元常勤役員（理事、監事）計20名。

2. 損害賠償請求の理由

当該元役員らは、第三者委員会及び特別調査委員会の調査等により判明した、一連の不
祥事件（迂回融資、無断借入融資、水増し融資、反社会的勢力に対する資金提供）のほか、
第三者委員会に対する調査妨害（証拠資料の処分、虚偽の答弁等）に關与していたことに対
し、役員の任務懈怠行為（中小企業等協同組合法第38条の2）に基づく損害賠償を請
求するものです。

3. 請求金額

3, 202, 166, 847円

【請求金額について】

特別調査委員会による調査の結果、一連の不祥事件（迂回融資、無断借名融資、水増し融資、反社会的勢力に対する資金供与）により、当組合から外部に流出したと認定された額（当組合の損害額）の全額（2,551百万円）のほか、今回の不祥事件を明らかにするために要した諸費用についても併せて請求しております。

※ 特別調査委員会の調査により、当組合から外部に流出したと認定された額（2,551百万円）の詳細につきましては、当組合ホームページに令和7年10月31日に掲載いたしました「特別調査委員会調査報告書」（39ページ）をご覧ください。

4. 今後の対応等について

今回の訴訟提起は、当組合の元役員らを対象としておりますが、一連の不祥事件に関与した当組合債務者（迂回融資・無断借名融資の資金を提供した先）及び反社会的勢力等に対する法的措置についても、弁護士と協議を進めております。

5. その他

当組合では、今回の訴訟提起のほか、「業務改善計画書」（令和7年11月14日付、当組合ホームページ掲載）に基づき、一連の不祥事件が発覚する以前（令和6年10月以前）に退任した元常勤役員12名に対し、退任時に支給済となっていた役員退任慰労金の返還請求を令和7年12月より順次実施しております。

【お問い合わせ先】

いわき信用組合 本部

電話番号 0246-92-4111

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

9:00～18:00